

高砂市雨水貯留施設設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水貯留施設の設置を促進し、雨水の流出抑制及び良好な水環境に対する市民意識の高揚を図るため、雨水貯留施設を設置する者に対し、予算の範囲内において設置に必要な費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象施設等)

第2条 助成金の交付の対象となる雨水貯留施設（建築物の屋根からの雨水を貯留する貯留槽及びその附属設備をいう。以下同じ。）は、貯留槽の容量の総計が 80 リットル以上で、製品として購入可能なものとする。

2 前項に定めるもののほか、水瓶、風呂釜、ドラム缶等雨水貯留施設以外の用途で市販されている物でその容量の総計が 80 リットル以上のものを流用して雨水貯留施設として利用する場合は、市長が原則として立入り検査を行うことにより、当該物が雨水貯留施設としての機能を有するもの又は有する可能性があるものと確認したときに限り、助成金の交付の対象となる雨水貯留施設とすることができる。

3 前2項に規定する雨水貯留施設は、建築物1棟当たり1箇所に設置しなければならないものとし、当該建築物に対する助成金の交付の回数は、1回に限るものとする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、市内の建築物（戸建住宅、集合住宅、事業所その他市長が認めるものに限る。以下同じ。）の所有者又は当該所有者から雨水貯留施設の設置につき同意を得た使用者で、当該建築物に雨水貯留施設を設置し、自ら使用する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を受けることができない。

(1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公団、公社若しくは法人

(2) 本市において市税を滞納している者

(3) 下水道全体計画区域外に雨水貯留施設を設置しようとする者

(4) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けたことのある建築物に、雨水貯留施設を設置する者

(5) 販売を目的とする建築物に雨水貯留施設を設置しようとする者

(6) 申請した年度内に雨水貯留施設の設置が完了しない者

(7) 暴力団（高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者

(助成金額)

第4条 助成金の額は、雨水貯留施設の購入費及び設置費の2分の1とし、30,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、第2条第3項に規定する設置箇所に複数の雨水貯留施設を設置するときの助成金の額の算定は、当該設置箇所について行うものとする。

(助成対象区分)

第4条の2 前条の規定により助成金の額を算定する場合において、助成金の交付の対象となる同条第1項の雨水貯留施設の購入費及び設置費の区分は、次表のとおりとする。

パターン	貯留槽		附属設備		設置費	
	購入 (助成あり)	流用 (助成なし)	購入 (助成あり)	流用 (助成なし)	業者委託 (助成あり)	自分で設置 (助成なし)
1	○		○		○	
2	○		○			○
3	○			○	○	
4	○			○		○
5		○	○		○	
6		○	○			○
7		○		○	○	

2 前項の規定にかかわらず、貯留槽を流用することにより雨水貯留施設を設置する場合において、当該流用する貯留槽に雨水貯留施設としての機能を有するための修繕等が必要となるときは、次条の規定による申請時に当該修繕等の必要性が判明しているときに限り、助成金の交付の対象とすることができる。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留施設を設置する前に、雨水貯留施設設置助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1)設置する雨水貯留施設の配置図及び構造図
- (2)見積書等
- (3)その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して交付の可否を決定し、適当と認めたときは雨水貯留施設設置助成金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないとしたときは雨水貯留施設設置助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(変更申請等)

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）

が、申請の内容を変更しようとするときは、雨水貯留施設設置助成金変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査して、変更を承認するときは雨水貯留施設設置助成金変更承認通知書（様式第5号）により、適当でないと認めるときは雨水貯留施設設置助成金変更不承認通知書（様式第6号）により、交付決定者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 交付決定者は助成金の交付を取り下げようとするときは、雨水貯留施設設置助成金取下届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第9条 交付決定者は、雨水貯留施設の設置が完了したときは、雨水貯留施設設置完了報告書兼雨水貯留施設設置助成金請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）設置完了後の写真（電子媒体可）
- （2）領収書（写し可）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（完了検査）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、完了検査を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、設置場所に立入り検査を行うものとする。

（確定通知及び助成金の交付）

第11条 市長は、前条の完了検査において助成金の交付決定の内容及び付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、雨水貯留施設設置助成金交付額確定通知書（様式第9号）により通知するとともに、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）助成金の交付決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。
- （2）この要綱の規定に違反したとき。
- （3）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（助成金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（維持管理等）

第14条 交付決定者は、雨水貯留施設を適正に維持管理し、助成金交付の日から7年以上存続させるよう努めなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による適正な維持管理がされているかどうかを確認するため、設置箇所に入り、検査を行うものとする。

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。